

1. はじめに

自らの食べ物を自ら獲得することは生き物としての根本原則である。ところが現在は人間の多くは都市に居住するようになり、消費者としての生活様式に画一化して、多くの人々はこの原則による生業を忘れ去ってしまった。近・現代におけるこの経緯については無芸大食への奈落としてすでに考察した（木俣 2013）。現在、忘れ去られようとしている自らの食を得る原則を未来への価値として再考するために、ホーム・ガーデン研究会によって自給農耕と生物文化多様性保全についての調査研究を行った（木俣ら 2014）。この研究会では、東日本大震災後の東北地方の農山漁村のほか、中部から関東地方の山村、および内戦下にあるパレスティナのホーム・ガーデンや小規模家族農耕における生物文化多様性保全と食料安全保障に関して論考を深めた。

家族や地域レベルにおける食料安全保障に関して、さらなる解決策を求め、考察する過程で、先真文明を考えることに関連して、インド憲法を起草したアンベードカルへの敬意から日本国憲法にも関心をもつようになった。世上姦しいい第9条改訂に限らず、市民として自分で日本国憲法の中で関心ある条項について思索してみた（木俣 2016）。その後、NPO法人環境文明21の憲法部会が環境原則を憲法に追加する提案を進めていたので、部会に参加させてもらい、伝統的知識や生業技能、生物文化多様性保全と食料安全保障を憲法レベルの課題として検討する必要があると考えるに至った（木俣 2018、2019a）。

この検討過程で、江戸時代の徴税、明治期の土地制度・税制、さらに敗戦時の農地改革に、今日の課題の原因が胚胎しているのではないかと考えたので、まず、近・現代史を振り返ってみることにする。

1) 日本の近代の税制

土方（2004）によれば、江戸時代から明治期に移行する頃の税制は次の通りであった。概要を要約して引用する。

「江戸時代の士農工商の階級において、主な納税義務者は農民で、他の人々はほとんど徴税されなかった。年貢は村民全体の共同責任であり、年貢の米納は厳重な検査の上、浅草蔵前の幕府米蔵に運んだ。金納は米・麦等の畑生産物を地廻り米穀問屋に売って貨幣に換え、馬喰町御用屋敷に納めた。四公六民または五公五民の年貢を納めれば、百姓が生活のために米や雑穀を売ることができた。知行取を除いた蔵前取の武家は自家飯米以外を、札差を通じて換金し、衣食住の生活費にした。この地廻米が米屋（春ツキ米屋）を通じて江戸庶民に販売された。江戸時代を通じて日本の人口は約3,000万人でほぼ安定していた。全国のイネ生産は約3,000万石であった。江戸の人口は約100万人で、18世紀初期から世界一大都市であった。」

「富農に土地が集中することを避けるために、1643年に田畠永代売買禁止令が出さ

れた。明治 6 年に太政官布告により地租改正法が布告され、江戸時代の田租が米納、畠租は金納、年貢割付状による村の連帶責任納付制度は全廃されて、田畠の地租はすべて金納となり、地券を所有する者が納税義務者となった。この結果、各村の田畠、屋敷地、山林等の一筆ごとに地番が付けられ、所有者、地価が確定した。当初の税率は地価の 3% で、実質的には江戸時代の年貢と同程度の負担であった。」

このように、江戸時代から明治期に移行する時期における農林地と税制度が、第 2 次世界大戦に敗北したことによって、大きく変化することになった。温存されてきた地主制が解体され、土地を直接耕作する小作人が農地を所有することになり、連合国軍総司令部 GHQ による民主主義的な改革で最も成功した政策とまで言われた。

2) 昭和 21 年の農地解放

岸（1996）によれば、農地解放の経緯を要約すれば次の通りであった。この農地改革の結果が 70 年ほど経て、どのような結果を招いたのかを検証するためには、歴史を遡って、江戸時代封建制から明治期の地租改正を経て、敗戦による農地解放に至る経緯を振り返ってみる必要がある。

「敗戦後すぐに、地主制解体・自作農の大量創設という農地改革が行われた。1945 年、幣原内閣の農林大臣であった松村健三は、農地は実際に耕作するものが持つべきだという自作農主義者であったので、食糧問題の解決には農民に安心を与えることが大切であり、それには自作農を広くつくっていくことだと述べていた。戦前の大地主は最大約 1,800 ヘクタールも所有していた事例（岡山、山形）がある。地主は農地を小作人に貸して、小作料を農産物で受け取っていた。小作料は五割前後であり、小作人はみじめな状態だったので、小作争議も頻発した。大日本国憲法下の国会議員は地主側の立場に立つ人が多かったので、地主と小作人の関係は封建的ではなく農村の淳風美俗だとして、農地改革には否定的であった。」

「連合国軍総司令部 GHQ の改革案は 1946 年に出され、在村地主の小作地保有面積は都道府県平均 1 町歩、北海道 4 町歩を限度として、不在地主の小作地保有は認めない、自作農の農地保有面積は都道府県平均 3 町歩、北海道 12 町歩を限度とする、などであった。1950 年に自作農創設のために用意された解放農地は 193 万町歩（全農地の約 37%）で、地主制は崩壊し、日本の農村は小規模な自作農の集まりとなった。例外は林野と牧場で、林野は解放の対象にならず、牧場は 22 の例外を除いて、40 町歩が保有限度とされた。」

「農地改革の結果、高率の農作物による小作料から解放されたので、農家経済は改善され、生産意欲も高まった。しかし、零細農家を大量生産したことは、その後の農業生産性を高めることに阻害要因にもなったとも考えられる。当時、復員軍人や海外植民地からの引揚者、食糧不足の都市から移住してきた人々で農村は潜在失業者で膨れ上がっていたが、解放農地により雇用を作れたので、敗戦後の食糧不足に対応して、増産に寄与することになった。」

「シャウプ勧告(1949)に基づく税制改正で農地にも固定資産税がかかるようになり、農地も資産価値を持つようになった。農地法(1952)は自作農主義に立ち、農地の売買、貸借を厳しく制限した。この結果、農家の多くは農業経営者というよりも小土地所有者としての性格を強め、今日に至るまで、兼業化、高齢化して事実上、耕作をやめても、規模拡大を望む農家に売ったり、貸したりしない。」

この岸による概説はとても正鵠を射ていると考えられる。敗戦後の国の政策が第一次産業軽視にあるのなら、その反省の上で、次に私たちはこの現状を改善し、家族、地域レベルで食料安全保障を得るために、市民が新たな積極的評価をもって小規模家族農耕を社会政策として検討し、実践することを望みたい。

2. 生業の再考

食料を自ら得る原則に加えて、また、人間の暮らしの原点に立ち返って、生きるための仕事、楽しみや幸せの豊かな意味について考えてみたい。まず、その基盤をなす生業とはなにかを、本来の意味と現代的意味の両方から再検討することから始める。

1) 生業について

通俗的には生業という用語は、生活のためのしごと、なりわい、すぎわい、としている（広辞苑）。また、生業という漢語が日本に伝わり、同じ意味を持つなりわい、すぎわい、という大和言葉に当てられた（chiebukuro.yahoo.co.jp）。

今日、生業は職業と同じ意味（漢語的表現）に用いられることが多いようだが、本来は、職業以前の、暮らしのために必要な仕事であったと考えられる。春田（2008）は「自然のもつ多様な機能から労働・生活に役立つ価値を引き出す行為」と定義している。しかし、中島（2008）が調べた古辞書にみる生業（ナリハヒ）は、古代・中世から近世の初めころまでは農事に関することに等しかったが、次第に、産業・職業の意味あいが濃く変化してきている（国立歴史民俗博物館編 2008）。このために、たとえば英語表記だと生業は occupation、calling、職業は前 2 語に加えて vocation, profession, trade、産業は industry ということになる。

私は英語では subsistence が近い内容を持つ語だと考えてきたが、春田（2008）の定義はこの語感におおよそ合致している。実際に、subsistence は、① 必要最低限の生活；生計、暮らし；生活手段。② 存在、生存；実在。③ 扶養、飼養。④ 《哲学》自体的存在、時間を超越した存在、の語意をもつ（ランダムハウス英日辞典）。さらに、最小限度で自ら維持、自助する活動と事実、あるいはこれを行うこと。敷衍して、売買のためのどのような余剰もなく、自らの利用と消費だけのために満たされる水準で生産することを意味するか関連すること、と解説がある（オックスフォード英語辞典を和訳）。こうした見解を勘案すると、あながち私の subsistence に対する語感は悪くはないさうだ。また、マードック（Murdock 1959）は、subsistence economy 生活経済の用語内容の分類をして、狩猟・採集、漁撈、素朴な primitive 農耕・牧畜および素朴な園芸を

あげている。また、Keesing and Strathern(1998)は、現代の採集・狩猟民は、豊かな環境にあった旧石器時代の人々とは必ずしも同じではなく、楽しみや寛ぎの時間をもつていると言っているが、現代の生業は自然に関わる自由な楽しみを含んでいるということである。ミズン（1966）は、現代の狩猟採集民の心の構造はすぐれて統合されるまでに進化していると述べている。

この様に subsistence を捉えるならば、過剰な便利と虚無に苛まれている現代社会に、素のままの美しい暮らしを週末だけでも取り戻せば、私たちの人生はかなり楽しく、幸せになると考へるので、生物文化多様性や生業技能は再評価して、再創造しながら継承するべきである。希望する人々は、耕作放棄・相続放棄された農林地を借りて家族自給農耕し、自然の中で山菜採集などを、節度をもって自由にすれば、自律知足し、物心ともに充たされて自立するだろう。それらの農林地は私的財産としないで、社会的共通資本 the Commons と見なしてほしい。

たとえば、エコ・スタディ・ツーリズムともいべき、山村での環境学習を核にした観光業は社会的共通資本としての山林農耕地を保全しながら、生物文化多様性や生業技能などの伝統知を保全、継承し、都市民にも伝えることで成り立つことができる。都市民も環境保全技能をまなび、全体自然を畏敬し、暮らしのためにお裾分けにあやかり、保全に努める。さらに、生活技能を学び、週末だけでも自然と近接して、地域社会に暮らす。そうすれば、都市の過剰な便利さゆえの虚無や生き物性の衰微、心に与えるこうした環境ストレスはかなり軽減される。現代社会の蓄積してきた諸問題も、相応に解決に向かうだろう。

2) 産業の歴史的構造

一般に、産業は次のように階層化分類されてきた。第一次産業は農業、林業、水産業など、狩猟、採集。第二次産業は製造業、建設業など、工業生産、加工業。電気・ガス・水道業。第三次産業は情報通信業、金融業、運輸業、小売業、サービス業など、非物質的な生産業、分配業。

第1次産業から第3次産業までの発展は歴史性を持っており、どの時代にでも営まれていたとはいえ、時代が新しくなるにつれて、特に産業革命以降、次第に第1次産業を中心から、第2次産業、第3次産業を重視する方向に進展してきた。この経緯から、日本では近代を迎えて、殖産興業を唱えて、第1次産業を軽視し、第2次産業を重点化し、さらに現在では第3次産業に邁進しているように見受けられる。国策で食料生産を海外依存し、企業は工場を海外移転し、さらに庶民も加えて情報通信、金融や物流に過剰な便利を求めている。

しかしながら、産業基盤を支えているのは、日々ほとんど意識しないのだが、実に大自然である。また、人工的要素が多い都市に暮らしていても、動物である人間は自然的要素なしでは心身に環境ストレスが強くかかり、暮らしが息苦しくなる。自然的な農山村における生業活動を楽しみたい。つまり、自然とのかかわりが強い生業や農耕、農林

水産業が生活の基層にあるということを思い出し、自ら食料を得るという原則を忘れないことである。何もかも機械や人工知能にお任せではなく、これらが発達して余暇が多く取れるのなら、週末であれ、月に1度であれ、野外活動や生業など何らかの形で、生き物であることを楽しむ必要がある。多様な文化を歴史的に創造してきたのだから、多くの文化複合の要素を楽しみ、豊かで幸せに導く文明を歴史的な多層構造として認識して（木俣 2019 b）、移行期として先真文明を再創造・構築し、将来に備えるべきであろう。現代は生業に関わる権利を求めるとともに、生業だけで暮らせる人々はまれであるので、同時に従事する職業、産業の在り方について、その位置づけを再考する必要がある。

注：技能は技芸を行ううまでまえ、技量。技術は①物事を巧みに行うわざ、技巧、技芸。②科学を実地に応用して自然の事物を改変・加工し、人間生活に役立てるわざと説明されている（広辞苑）。

3. 気候変動の時代への対応

Seidl (2011) は温暖化時代への適応として、重要なことを述べているので、部分的に訳して次に記す。彼は、パーマカルチャーはオーストラリアの Mollison と Holmgren によって造り出された手法概念で、永続する人間の文化と永続する農業を重ね合わせ、関連して互いに補完し合う。日本の中山間地における棚田を未来に向けて私たちを永らえさせるだろうと評価している。地球の温暖化時代の人間の暮らしを維持しようと努めて、植物学者たちは人間があてにする 300 の作物の生きた先祖種の研究に復帰するだろうと言っている。この際に、私たちが行ってきた栽培植物の起源と伝播の研究成果が役立つことを望みたい。

「21世紀の技術が温暖化時代にどのように農業が適応するかにおいて重要な役割を演じる一方で、伝統的な農耕実践技術はさらに存続するかもしれない。確かな昔ながらの技術は、土地の耕起、溝堀、小規模の水調整、作物が植えられる時期を変え、農耕作業を多様化することなどを含む農場の復元力を改善できる。私たちは人類があてにする 300 種を広げる必要があると同時に、これらが消滅する前に、遺伝素材を保存する希望をもって、将来地球が経験するだろう条件をすでに経験している場所から種子を集める必要がある。種子の多様性を保存することは温暖化時代においての実用主義である。」

「共同体支援農業 (CSA) モデルはヨーロッパや日本で 1960 年代に成長してきた。たとえ気象が破壊的で、他の損害をもたらす事象が起こっても、CSAs は農家に、生産物の利用よりも先に正直な収入を提供する。CSA モデルを用いる農家は、すでに市場ができているので、季節の間に食物の栽培に専念できる。消費者は農家とともに危険と見返りを分かち合う。また、共同体は、良質な食べ物、生態学的な調整役、および栽培者の財務的な成功を保障するために共同体が機能するように支援し、農場の収穫を分かち

合う。」

「川の流域のように、食物圏域は地理学によって制御され、この食物圏域を守ることはもう一つの地域食糧圏域の適応にとっても基本的なことである。人々が地域の食料をあてにするときに、彼らが暮らしているところで、彼らが食べるものにつながることができるので、この方法で場所と世話役の気持ちも育てることができる。」

この考え方はバイオリージョンにおいて家族や地域レベルの食料安全保障をどのようにするのかについて示している。私たちがすでに何十年も実践してきたように、市民が自分たちで、地域において協働して、在来品種の種子の収集・保存、分かち合い、小規模でも市民農園などで家族農耕、あるいは市民が地域農家の野良仕事を手伝って、農耕地や緑地を保全しながら、食べ物を分かち合うのである。このことが家族や地域社会において素のままの美しい暮らしの基盤を作る。

4. 近代の農業から学び直す

ハワード（1940）は、1910年代から1930年代のインドやイギリスの農業の実態から、近代の農業の在り方を反省している。これはすでに80年ほど前の記述であるが、ヨーロッパの有機農業に関する考え方は興味深く、参考になるので、少し長いが要約して次に記す。

「私 {ハワード} は、オランダやイギリスで実践されている生態的農業に対して、いくらか興味をもっていた。しかし、ルドルフ・シュタイナー（R. Steiner）の教え子が、自然の法則を本当に解明し、彼らの理論の価値を実証する実例を提示してきたとは考えられない。農業において病気を引き起こすおもな原因のひとつは不適正な土壌の管理である。しかし、私の知っているかぎりでは、研究者自身が実験材料である食べ物を自ら栽培するようなことはしなかった。こうした研究者の怠慢が、直接的な諸結果の不足と、人間の栄養に関する研究が真に進歩しなかつたことの理由である。」

「国家経済をもっとも強力に支えるのは、活力があつて豊かな農村であることがわかる。ゆえに、農業と経済発展との調和が図られなければならない。これに失敗すれば、必然的に両者の破滅をもたらす。アジアの農業に、本質的に安定的な小農形態を見ることができる。現在、インドや中国で行われている小さな農場での農業は、何世紀も前から存在していた。アジアで実践されている農業は経験に裏付けられており、森林や草原、海洋のようにほぼ恒久的なものである。たとえば、中国の小さな圃場は、いまだに安定的な生産を維持し、4000年の農業生産を経ても地力を失っていない。このアジアの農業の重要な特徴とは何であろうか。

①農地の所有規模は零細である。②食用と飼料用作物の栽培が圧倒的である。③混作が一般原則である。④家畜と農作物のバランスが常に保たれている。⑤マメ科作物が一般化している。⑥一般的に、先端が鉄の木製の犁で浅耕される。⑦米はいかなるときでも、可能なかぎり栽培される。⑧十分な労働力の供給がある。

「こうした小農形態の農業では、土地に対する人口圧力が貧困を生む。インドをはじめとした多くの地域では、狭い土地を所有しているために、集約的農法を必要とする農地で粗放な農業が行われている。この不利な条件にもかかわらず、地力が数世紀にもわたって維持されてきたのは驚くべきことである。これは自然の原則に則った生産を行い、化学肥料を用いなかつたからである。作物は、農薬を使用することなく、害虫や病気を克服できるのである。」

「欧米の農業の貢献を概観すれば、少なくとも三つの需要を満たそうとしているよう見える。①家畜を含めた農村住民の地域的な需要、②発展する都市の需要（地力の観点からすれば、都市住民は非生産的である）、③工場での生産のため、常に原料の供給を必要とする機械の需要、の三点である。{欧米の農業} その特徴とは、以下のとおりである。①農地の所有規模が大きくなる傾向にある。②単作が一般である。③急速に、機械が畜力に取って代わっている。④化学肥料が広く施用されている。（戦争中に国家を守った爆薬工場が、化学肥料の製造という強固な権利を得たのである。）⑤病気が増加している。⑥食料の貯蔵方法も進歩している。⑦科学は生産を促進するように要請されてきた。（だが、農学の考え方に基づいて急速に発達した商業的農業はことごとく失敗している。自ら肥培する機能を奪われた大地は、人間に反抗している。）」

「北部インドに住む諸民族の健康と体格について詳しく調べたところ、もっとも健康で、体格のよい民族は、頑強で機敏で精力的なフンザ族であった。彼らはギルギット管区地域にある高山の谷間の一つに住んでいる。そこは、古代からの肥沃な土壌のもとで、灌漑階段畑のシステムが何千年も維持されてきたところであった。フンザ族の食べ物とその他のインド北部の民族の食べ物には、ほとんど違いがなかったが、栽培方法に大きな違いがあった。まず、フンザ族の灌漑階段畑の面積は小さい。次に、階段畑という構造によって土壌の通気性が十分にある。そして、灌漑水が近隣の氷河によって生成される細かな沈泥を毎年運んでくる。さらに、人間や動植物のあらゆる廃棄物を最初にともに堆肥化してから土壌に還元するという、非常に念入りなやり方が行われている。土地に限りがあるため、その管理の仕方に生命がかかっているのである。高品質の食べ物の生産につながる、あらゆる要素を包含した完全な農業が成立するのは当然である。フンザ族が享受しているすばらしい健康と体格は、彼らの古代からの農法によるところが大きいと思われる。」

「研究機関の本来の重大な欠陥が、非常に早い段階で現れる。研究所は科学を基礎に組織されており、誰もが認識している農業という部門を基礎にしているのではない。そのため、手段（科学）と目的（農業）はすぐに接点を失うことになる。この研究所内にいる研究者は専門化された領域に閉じこもり、研究はやがて細分化されていく。直接的な実践経験から得られた着実な影響が、通例というよりむしろ例外とされてしまうのである。定量的な結果を強調することが、科学的研究のもう一つの欠点である。それは農業研究にも深く影響を与える。たとえば、化学や物理学では、精密な記録がすべてであ

る。これらの分野では、数値的に記録できる正確な決定が適している。しかし、作物の栽培と家畜の飼育は生物学に属しており、そこですべてのものが生きており、化学と物理学とは正反対の領域である。多くのこと、なかでも土壤肥沃度、耕耘、土壤管理、生産物の品質、家畜の健康や衛生、一般的な管理、雇用主と雇用人の労働関係、全体としての農場の団結心 *esprit de corps* のような土地にかかる重要なことは、重さや長さで計量できるはずはない。それらの存在そのものがすべてであり、その存在の無視が失敗を招いている。」

「経済学は、無駄なデータを集める以上に大きな迷惑を農業に与えた。農業はあたかも工場であるかのように見られることになったのである。農業は営利企業と見なされ、利潤を上げることがひたすら強調された。しかし、農業の目的は工場とはまったく異なっている。農業は人類が繁栄し、生き残るために、食料を供給しなければならないのである。食料が新鮮で、土壤が肥沃であるのならば、最高の結果が得られる。食べ物の質は生産量よりも重要である。農業は、それゆえに、飲み水、新鮮な空気、風雨からの保護とともに、人や身分を問わず、もっとも重要な問題である。国全体の国民の能力のまさに基盤となるものを、なぜ、おろそかにするのか？国民の食料は当然のこととして、第一に扱わなければならない。」

「農業研究は、農業者をよりよい食料の生産者にするためではなく、より熟練した盜人にするために悪用したのであった。農業者は、後世の犠牲によっていかに暴利をむさぼるか、つまり土壤肥沃度や家畜という形で持っている資本を損益勘定へ振り替える方法を教えられたのであった。ついに土地は疲れ果て、ほんものの農業は滅びるのである。土壤、動植物、私たち自身の何もかもが、私たちの責任のもとで病んでいるのではないか。自然を怒らせてはならない。自然は一時的に従うように見えても、その復讐は恐るべきものだ。自然是理にかなった恩恵を与えてくれるが、無限の欲に仕えることは決してない。農業はそうしたものと無縁でなければならない。近代産業界がこの点を認識しているかどうかを、農家は問うべきであろう。」

以上のように、非常に鋭い指摘が前世紀半ばのヨーロッパで行われていたが、その後、しばらくは戦中・戦後の食糧政策が影響し、緑の革命などのような食糧増産が主要な政策であった。しかし、欧米における食糧供給が安定してくると、特にヨーロッパでは有機農業に関心が集まり、今日では有機農産物はオーガニック、BI0などと称して、総体的に少ないと云はれ、マーケットに一定の割合を供給するようになった。

ヨーロッパでは農業に対する政策がすでに変わってきているようだ。この10余年に、毎年2~3回海外旅行に出かけ、車窓から農耕地を観察し、マーケットを訪ねてきたが、耕作放棄地はほとんど見られず、麦類やブドウ、野菜畑が連綿と続いていた。マーケットには有機野菜や穀類の販売コーナーが見られた。フランスで最も美しい村、イギリスで一番美しい村といった、素晴らしい小規模観光地もヨーロッパ各地に点在していた。確かに美しい暮らしぶりの農村景観であった。

世界の農業に対する政策は緑の革命による大規模農業を促進する方向に加えて、もう一度、在来栽培品種や伝統的農耕技術、伝統食を大切にする趨勢へも方向転換がはかられているように見える。ちなみに、緑の革命の農業技術は多収性の改良品種を用いて、水、エネルギー、化学肥料、農薬などを大量に使用してきた。しかし、さらに農業を軽視して、海外からの食料輸入に依存する日本に住んでいる人々は明らかな変化に気が付かないのだろうが、国連食糧農業機関 FAO は食糧増産政策から、世界農業遺産や家族農業の方向に新たな政策転換を図っているようだ。おそらく、国連の中の国家間の力関係が、第 2 次世界大戦の戦勝 5 国（恒久常任理事国、イギリス、フランス、ロシア、アメリカ合衆国、中国）や先進国（G7 カナダ、ドイツ、イタリア、日本を加える）から圧倒的多数の途上国へといくぶん移動、変化しているのではなかろうか。農業を重要な産業としながらも、食料不足に困窮するアフリカ、アジア、中南米の途上国の数が国連の政策決定に力を持ち始めたのだろう。

次に、検討する国際家族農業年（2014）から国連家族農業の 10 年（2019～2028）へ展開する過程で、「小農の権利に関する国連宣言」（2018. 11）も採択された。この宣言の採択経緯をみると、食料生産・貿易に関わる国家間の力関係の浮動が読み取れる。提案した 10 国は南アフリカ、モンゴル、ボリビア、キューバ、エクアドル、エルサドル・バドル、ニカラグア、パラグアイ、ベネズエラ、ポルトガル、賛成した国（合計 119）は中国、インド、タイ、チリ、サハラ以南の諸国、中南米諸国など、棄権した国（49）は日本、北アフリカ、中東諸国など食糧輸入国が多く、反対した国（7）はアメリカ、オーストラリア、EU 加盟国など食糧輸出国が多かった。

私は、雑穀の起源と伝播の調査研究で、日本およびユーラシア各地で数百の農家を面接聴取してきた経験から、小規模家族農耕の大切さに気付き、熱意をもってホーム・ガーデンの推進を提唱してきたので、小農の権利宣言の趣旨には賛同する。

5. 家族農業

環境学習セミナーで小規模家族農業を話題にしたかったが、私は齢を重ね、若い人々に期待して、社会から退場することにした。このため、今ではセミナー開催などを求めることはしていない。しかし、私の関心は募ったままであったので、たまたまインターネット検索で見つけた「国連世界食糧安全保障委員会専門家ハイレベル・パネル 2014」を読んだ。スマミナサン・閔根（2013）は報告書序文で、次のように述べている。ちなみに、インドのスマミナサンやバンダナ・シヴァの著作は何冊もインド調査の際に購入して読んできた。次に報告書の要約をしておく。

「日本農業の大きな特徴は小規模農業とアジア的稻作生産システムであるが、他の OECD 諸国と同様に、日本農業は第二次世界大戦後に劇的な構造変化を経験してきた。日本は一人当たり GDP が高いことから、食料不足や栄養失調とは直接関係がない、と思う人もいるかもしれない。しかし、低い食料自給率（2012 年はカロリーベースで 39%）

と農業部門の高い高齢化率（2010年には農業従事者のうちで65歳以上の占める割合は60%以上）において、日本が置かれている状況は突出しているという点を指摘しておかねばならない。こうした課題に取り組むために、日本の政策決定者たちは、農地の集約化と規模拡大に向けた構造改革をより徹底し、企業の農業生産への参入を促進するための規制緩和を行うといった形で、農業政策を方向付けてきた。」

「一方で、日本は、小規模農業部門の経験を諸外国に提供できる。農業生産者と消費者との直接的なつながりの日本モデルは「提携」と呼ばれており、世界の数多くの地域で類似の運動が広がるきっかけとなった。小規模農業とは、家族（单一または複数の世帯）によって営まれており、家族労働力のみ、または家族労働力を主に用いて、所得（現物または現金）の割合は変化するものの、大部分をその労働から稼ぎ出している農業のことである。小規模農業は、多くの国の食料保障の基礎であり、すべての国の社会・経済・環境面で重要な要素を構成している。都市化ならびに市場の統合化、グローバル化につれ、小規模農業部門は大転換を迫られており、国家にとって極めて重要な関心事になっている。小規模経営は、世界の食料保障と栄養供給に貢献し、小規模経営の存在する地方では、それ以外にも関連する役割を果たしている。食料保障、食料主権、経済成長、雇用創出、貧困削減、周縁化された社会グループの解放、空間的・社会経済的不平等の是正に大きく貢献し、さらに、政治的・制度的環境の中で、生物多様性や自然資源の持続的管理、文化的遺産の保護にも貢献することができる。」

（世界的に見ても、）「経営耕地面積1ha未満の農家数は全体の73%であり、2ha未満の農家数は85%であった。2ha未満の農家の大半はアジアにみられ、アフリカでは80%の農家が2ha未満であった。発展途上国における小規模経営の数は、合計で約5億世帯に上った。世界農業センサスによると、中国には約2億世帯の小規模経営があり、世界の農地の10%を占めるに過ぎないが、食料生産では世界の20%を生産している。これは、大規模農業に比べて小規模農業が高い生産力を実現できることを示している。」

「先進国でも小規模経営は変化してきたが、消滅はしていない。大規模経営偏重政策によって、小規模経営は政策的には無視されてきたが、国全体の状況に応じて、しばしば農業を農村部の農外経済活動と結びつけることによって、今でも経営体数では重要な地位を占めている。農業・農村開発のガバナンスは、小規模農業が開発において担う多面的な役割を支えるような形で計画しなければならない。一般に、伝統的な農業関係の省庁は、こうした役割を果たす力量には欠けている。」

「ここでいう共有財産・資源には、共有の放牧地資源、生物多様性、水、森林および漁場が含まれる。生産者と消費者をつなぐ新しい市場の創出も重要である。さらに学校給食や社会的な栄養改善プログラムのための食料調達を小規模経営から行うこと必要である。気候変動に直面している今日、農業研究と普及は農業にかかわる生物多様性の保護を支援しなければならない。これには、農業生態学的アプローチや生産と環境保護に関する原則が役立つだろう。小規模経営は、農場で用いる適切な種子や機械、およ

び食品加工やその他の高付加価値化を必要としている（小規模・家族農業ネットワーク・ジャパン編 2019）。」

さらに、「国際家族農業年と人びとの食料主権—国連食糧農業機関（FAO）のパラダイム転換を学ぶ」（オルター・トレード・ジャパン（ATJ）政策室 2014）のセミナー報告によれば、次のことが論議されていた。

「途上国：農業、農村への投資が減少していき、たとえローン、融資を受けられた農家でも負債を抱えて結局はローンを返せないが為に、担保としていた土地を手放して離農するケースが相次いでいる。こうして離農した農家は都市に仕事を求めて入っていつてスラムを形成し、さらに貧困化を加速してゆくという問題がある。また、国際的な価格協定が廃止されて以来、農産物の国際価格の乱高下によって農家が疲弊してしまう、あるいは離農せざるを得ないような状況になってしまふ。その一方で、大規模農業による地下水の大量利用による地下水の枯渇とか、地下水位の低下による塩類集積、石油資源の枯渇、あるいは農薬化学肥料の大量利用による汚染などといった問題が認識されるようになってきた。」

「日本の農業政策では、1950 年代 GATT に加盟し、高度成長期、特に 60 年代に入ってから、農産物を含めた貿易の自由化を推進してきた。80 年代を通じて GATT ウルグアイラウンド交渉が続けられて、その一つの合意点として、85 年にプラザ合意があり、95 年から WTO 体制に移行していき、この過程でどんどんグローバル化が進行し、市場の自由化が進んできた。その中で特に日本が顕著で、製造業の輸出を促すために、外交のため農業を切り捨てていくという動きが出てきた。2013、ドーハラウンド、自由貿易協定 FTA、経済連携協定 EPA、TPP・・。それによって農業の再生産活動が国内で相当困難な状況に陥っている。再生産できず、新しい世代が農業になかなか入ってこない、高齢化や限界集落の問題、それに伴う耕作放棄地の増加や、鳥獣害の問題が出てきた。」

「小農の権利宣言」は前文と全 28 条で構成されており、かなり長文である。原文を和訳した船田（2019）はブログの中で、家族農業、小規模農業、あるいは farming、peasants などの用語法に関して、丁寧に提示しており、定義を大切にしていることに敬意をもつ。この中で、私たちが長らく研究し、論考してきた次の事項も条文として掲げられている。「第 5 条自然資源に対する権利と発展の権利、第 15 条食への権利と食の主権、第 17 条土地ならびにその他の自然資源に対する権利、第 19 条種子への権利、第 20 条生物多様性に対する権利、第 26 条文化的権利と伝統的知識に対する権利」、などである。

このような事項が小農の権利として宣言されたことは、人間の文明を基層で支えてきた農耕文化複合を再創造・継承して、危機的状況にある現代社会を良い方向へと移行しようとする多くの人々の強い意思だと受け取りたい。同様の問題意識はスーザン・ジョージ（1977）やバンダナ・シヴァ（1993）らによって、早くから提示され、解決への努力がなされてきた。しかし、とりわけ日本では関心が低く、成果も上がってきていない。日本の中山間地農山村の厳しい現実は多く報告されている。日本に長く居住してきた何

人かのヨーロッパ人も、日本の田舎のよい所が失われてゆくことに警鐘を鳴らしている（たとえば、A. フルフォード 2019）。環境条件により大規模化することのない山間地での小規模農耕は家族によることが多く、このことは日本に限らず、ヨーロッパでもアジア、アフリカ、中南米でも同じである。共通する課題は多く、また共感する意思も存在する（Hurni et al 2019）。

小規模農業や家族農業は、船田（2019）も注意して用語選び、定義して、議論が混乱しないようにしているように、正確には family farming には産業としての小規模経営農業の他に、生業としての農耕という意味合いを含んでいる。ところが、日本では小規模農業や家族農業に好意を持たない研究者が多いので、混乱を意図して起こすような論理展開を示す人もいる。

たとえば、山下（2018）は「21世紀に蘇る柳田國男の農政学」と題して講演を行っている。柳田は高級官僚で、優れた農業政策立案者であったとはいえ、彼は途中から稻作単一民族説を唱え、稻作を敗戦後農政の中心に据えたので、結果として、イネの過剰生産、減反政策、また、食料の海外依存の方向に至らしめた。敗戦後の農地解放で日本は小規模農家が大半となって固定的になっていた。この重大な失政を反省しないで、経営面積の大規模化を求めて困難であり、他方で、小規模経営を有効にする政策の多面性も必要であった。しかし、大家柳田の影響はいまだに強大である。柳田と同じく優秀な農政官僚であった山下の稻作に関する論理展開、農地を集積して規模拡大を図り、農業だけで生活できる農家を作るべきとの政策は、土地の権利関係が柔軟で、平地であれば大規模化もできるのである程度の筋は通る。しかし、日本は中山間地が多く、同時に都市化した近郊地域も多いので、北海道と新規干拓地など以外では大規模化ができにくい実状にある。実際、中山間地の現場を見れば、耕作放棄地、相続者不明土地などがあまりに多い。都市でも、ほとんど耕作していないような農地は散見される。

私は、農協が金融業、不動産業を主業として、肝心の農業を副業と見なしているような実態を、山下が批判している点には共感するところもある。たとえば、私は、農山村で環境学習の実践活動と理論研究を進め、地域振興に協力し、林業関係団体からは連携と活動助成を受けた。しかし、農業関係からは協力を得ることはほとんどなかった。林業が教科書の記述から消滅することに危機意識をもった林業関係者は子供たちへの森林環境教育を推進した。他方、農業関係団体は経済と農業技術の普及にのみ関心をもち、初等中等教育で農業理解のための学習に関して何ら関心がなかった。子供たちが農林業の大事さを学ばなければ、彼らが成長して継承していく市民社会においても農林業理解が深まらない。

農協や農家、農学者たちも不動産と金融、経済政策などにしか関心がなく、多くの農家は子供たちに農業は大変だからといって家業を継ぐことを勧めなかつた。自ら農業者としての誇りを失い、一方で土地を持てない都市民からはねたまれ、その裏返しとして軽蔑されてもきた。次世代や市民に農林水産業の大事さを普及啓発する学習・教育活動

を蔑ろにしてきた。要するに、産業政策として農林業とその一般教育・学習を軽視してきたとも解釈できる。農業関係者も稻作さえすれば、補助金ももらえるし、このことに安住してきたのだろう。農協の指示に従い、先行きを考えず、即目的、刹那的な農業経営をしてきたのだろう。

しかしながら、山下が聴講者の、種子法廃止と国連小農の権利宣言に関する質問に答えて、次のように述べた点（要約）には賛同できない。

「種子法については何が問題なのかよくわからない。国や都道府県の試験研究機関に米の品種改良を任せていたから、減反政策に影響する単収の高い品種は開発されなかつた。民間の力をもっと上げていったらしいと思う。小家族農業というのは人口が増えて食料生産が必要に追いつかないのではないかという主張からきてているのではないかと思う。私は国内外のこのような主張に別の意図が巧妙に隠されているのではないかと感じる。価格が上がらないのに小規模農家育成というのであれば、それは農業保護を増やすことによつてしか実現できない。食糧危機を唱える主張には、そのようなにおいがある。」

何千年にもわたって、栽培植物を探索し、その地域環境に適合する在来品種を選抜して、継承してきたのは農民であった。さらに近代になってから、それらの在来品種を素材に、科学的農業技術に基づく交雑育種などを行つて、各地に適合する品種改良を行つてきたのは主に國の他、都道府県の農事試験場であった。野菜や花卉に関しては民間の種苗会社の貢献も少なくなかった。したがつて、主要農作物種子法を廃止（2019）するなど、誤った政策変更である。海外の独占的巨大アグリビジネスに種子の改良、生産、販売を依存してはならない。農民は特許料付きの高額種子を、化学肥料や農薬とセットで毎年購入することになる。本来の素材の開発者としての権利、自家採種の自由を無きものにすることは実に不条理である。人間の農耕文化の歴史を黙殺して、現場を見もしれない農政学者と官僚が政策を歪めて、農家の幸せを奪つてはいるのだ。ただし、農家のために政策立案してきた篤実な研究者や官僚が少なからずいて、私は何もかもを否定的に捉えているのではない。政策は画一的ではなく、多面的にきめ細かく検討が必要である。

学問は自己・個人の解脱のためにある。この学問が他者のために役立つのは、実に望外の幸せというべきである。科学技術に学問の裏打ちがなければ、人々や社会を損なうことが著しい。単に金儲けを目的にし、その実用手段にすぎないのなら、科学技術の過剰な便利は望むことではない。実際にも、日本では小規模農業や家族農業に关心や好意を持たない研究者が大多数であろう。中山間地の農業不適地にも、歴史的に、今も人々は暮らしており、これらの地域では兼業で小規模自給農耕が行われてきた。稻作一辺倒の農業政策が無視ないし軽視してきた結果が、耕作放棄地や相続者不明土地を激増させ、限界集落へと向かわせてきたのではないか。そこで、国連家族農業の10年は、近現代の農業政策を三省するのに、良い機会として、日本の家族・地域レベルの食料安全保障を支援し、国レベルの食料安全保障政策も考え直す機会になるように望みたい。

中山間地域の家族農業で、主要な穀物であったのは麦・雑穀であった。敗戦後に、稻作一辺倒と小麦輸入政策に単線化して、麦・雑穀の生産は20年を経ずして、ほぼ消滅し、各地の山間地で遺存的に栽培されるにすぎなくなった。1970年代から、雑穀研究に参加したものとして、日本では雑穀の研究があまりに少ないことを実感してきた。

次には、過疎高齢化に向かう農村地帯ではない、人工が集中する都市における農業の試みの重要性についても、農家と市民が連携するファーマーズ・マーケットの視点から小規模農耕の意味を検討する。

6. 現代の都市農業

都市農業についてはこれまでに調査し、報告してきたので（木俣ら 2014）、都市農家と連携するファーマーズ・マーケットについて焦点を当てたい。私は、海外旅行の際に、マーケットやスーパー・マーケットのほか、定期的に開催されるファーマーズ・マーケットやフリー・マーケットなども見学してきた。次に、佐藤亮子（2006）の報告を少し詳しく要約する。

「ファーマーズ・マーケットは直訳すれば農家市場で、複数軒の農家が自分の農場で作った農産物を持って集まり、消費者に直接販売する場所のことである。必須条件は生産者が自分で売ることで、地域の様々な小規模事業者が参加しているのが特徴である。ファーマーズ・マーケットの前史を振り返ってみると、アメリカで始まったのは17世紀で、ヨーロッパからやってきた移民たちが、自分が作った農産物を荷馬車に積んでもちに行き、広場や道路上で販売したのが始まりである。祖国の伝統にしたがい、北ヨーロッパからの移民たちは屋内のマーケットを、ヨーロッパ南部スペインの移民は屋外のマーケットを開いた。そこに行政や富裕層が建物を寄付するようになり、ファーマーズ・マーケットは市庁舎やコミュニティセンターなどの役割も果たすパブリックマーケットに発展していく。パブリックマーケットは住民のための主たる食料品供給場所として位置づけられ、政府の手で保護されると同時にコントロールされる、市営（公営）市場と化していった。」

「しかし、20世紀に入り住民の食料調達の場であり地域交流の中心であったパブリックマーケットは衰退し始める。チェーンストア化されたスーパー・マーケットと、それに農産物を提供する大規模なアグリビジネスが、食品流通の形態と農業のありようを大きく変えていったのだ。（ところが再び）変化が訪れたのは60年代後半だった。農産物の質の著しい低下に対する消費者の抵抗運動が起こる。長距離輸送に耐える形やサイズになるよう工業的につくられた農産物への消費者の不満が爆発したのだ。その一方で、アグリビジネスによって市場から締め出された小規模農家は存亡の危機に瀕していた。都市と農村、双方の住民の危機感と不満によって、起源をたどれば古代ギリシャまでも遡る原始的な農産物売買のスタイル「ファーマーズ・マーケット」が、広いアメリカのなかでポツリポツリと復活し始めた。70年代半ばになると支援策を打ち出す州も現れ、

ファーマーズ・マーケット再生の動きは全国に広がった。」

「エコノミクス・インスティチュートのミッションは、ニューオリンズとその近郊地域における食品・農業分野の個人・家族・小規模事業の、エコロジカルで堅実な経済発展を生み出し、促進すること。このミッションをはたすために行っているのが、ファーマーズ・マーケットである。たとえば、ニューオリンズに近いセントバーナードは都市化が進行し、200軒以上あった農家はつぎつぎ農地を手放していった。いつまでも農業にしがみついている（と、ジョニーやシルビアをさげすむ人さえいる）。しかし、人間はお金がすべてではない。好きなことがやれて、心穏やかに暮らせることが大事、いろんな人と会って話ができるファーマーズ・マーケットが大好き、これからも農業を続ける覚悟だ（と、彼らは言っている）」。

「アメリカの食卓で野菜といえば、サラダまたは肉のつけ合わせが主流だ。その材料は、富裕層であれば生鮮野菜やオーガニックものを選ぶようになり、逆に所得が低い層になるにつれて廉価な輸入ものや冷凍食品、缶詰に変わり、さらに低所得になれば、野菜そのものが食事から消える。金持ちはどう野菜や豆腐などヘルシーなものを食べ、ジムに通ってスリムながらだと健康を保ち、貧乏な人ほどカロリーだけが高く栄養のかたよった食べ物で肥満になり、足腰や内臓に病気を抱えている。」

「農務省が把握している全米のファーマーズ・マーケット数は、2004年12月現在3700あまり。消費者が新鮮な農産物を農家からじかに購入することに関する興味の高まりと、ファーマーズ・マーケットが増え続ける中小規模農家のニーズに合致しているという、都市と農村、消費者と農家、双方の側からのメリットをあげている。」

「サンタ・フェ・ファーマーズ・マーケット・インスティチュート：店に並んでいる商品はトマトやキュウリ、葉ものなど一般的な野菜や果物はもちろん、サボテン、バッファローの肉や毛皮、先住民たちから受け継いだ色とりどりのトウモロコシ・マメ・雑穀類、火のように赤いトウガラシ、すべてが天然・農産素材でできた豪華な人形やリースなどの手工芸品、である。何らかの副業を持つ兼業農家であり小規模。彼らの農業はファーマーズ・マーケットがないと経営が成り立たないのだ。」

「プエブロ・インディアン居住地が近い土地柄で、たとえば、アナサジ豆のように、先住民の人たちが守ってきためずらしい品種や伝統種が残っている。サンタ・フェ・ファーマーズ・マーケットでは、現代の工業的農業は機械での作業や輸送に向くわずかな品種だけになっているが、近くで獲れたものを食べることは、環境変化に強い遺伝子を時代につなぐことになり、ひいては天変地異が起こった時の保障になると、原種やその土地に伝わる品種を守ることを重要視しているのだ。」

「ファーマーズ・マーケットに出店している農家は都市周辺の農家が多い。緑の空間、野生生物の棲み家、汚染されていない水と新鮮で栄養のある食物を提供してくれる農地の大切さを、都市住民に日々の食生活を通じて気づかせ、ライフスタイルを見直すきっかけをファーマーズ・マーケットは提供している。都市の中心市街地が空洞化する一方

で、都市近郊への開発圧力は強まるばかり。そんななかでファーマーズ・マーケットは都市と農村、両方が抱える深刻な問題を、日常生活の延長で解決する助けになっている。」

こうして、佐藤は次のように結んでいる。「日本でも世界でも、まず女性たちが気づき始めている。どこでも同じものを大量に作り、世界中を相手に大きくもうけるよりも、地域の素材や伝統、文化を活かし、少量でも本物の味や品質を理解してくれる近くの消費者に思いを伝えながら売るほうが、ずっと自分の人生を充実させるのだということ。大きな声で自然を守る重要性について演説するよりも、土にやさしい農法で作った個のトマトを手渡すほうが、相手を説得する力を持っていること。実感からしか、人の生き方は変わらないのだということに。」

ファーマーズ・マーケットに出荷している小規模農家の想いを私は共有する。そのために、雑穀街道を FAO 世界農業遺産にして、栽培植物の在来品種を保存しながら、小規模農業を山間地で継承し、上述したように人生を楽しいものにしたい。しかし、なかなかこの考えは普及せず、素のままの美しい暮らしというライフスタイルには実効性をもって移行していかない。

7. おわりに

長文の「小農の権利宣言」をよく読むと、「第 3 条不平等および差別の禁止、第 6 条生命、自由、安全に対する権利、第 8 条思想、言論、表現の自由、第 9 条結社の自由、第 10 条参加の権利、第 13 条 働く権利」なども、明文化されているのである。これらは人間が努力によって獲得してきた権利であり、歴史を受け止めて条文が蓄積され得ていることがわかる。フランス第 5 共和国憲法が、フランス革命の 1789 年人権宣言の原理を遵奉すると前文に記しており、歴史の蓄積を踏まえ、条文は明確に記されている。日本国憲法の前文は、敗戦という現実に対して戦争放棄と国民主権を主眼とし、大日本国憲法を引き継いでおらず、新たな原理に拠っている。この点で、フランス憲法とは前文の根拠原理がまったく異なっている。また、日本国憲法は敗戦処理の中で急遽、起草されたので、条文が簡略で、内容の明文化が弱く、条文解釈に幅が出来てしまう。

日本の田舎や農業が衰微する一方なのに、世界の趨勢が小規模農業を大事にするという方向に転換することに強い共感をもった。そこで、家族や地域レベルでの食料安全保障、生物文化多様性や生業の伝統的知識を無くしてはならないという強い考えを持ち、これは国の基盤をなす重要課題であるから、市民の自覚と生活様式を移行する実効性を担保するために、憲法に条項を加え、明文化する必要あるとの考えに至った。

市民革命がなかったから民主主義が根付かないという論を弁解がましく言う人たちがいる。しかし、近現代史を少し振り返ってみれば、大塩平八郎の乱、三閑伊一揆 {注：江戸時代の一揆は幕末にかけて増加}、秩父国民党、自由民権運動 {注：明治初期は地租改正反対一揆や士族反乱も多かった}、足尾銅山鉛毒事件、敗戦後の、日米安保条約反対運動、水俣病公害告発、大学紛争など、近現代には農民、庶民（常民）あるいは

は市民の側からの抵抗、切羽詰まった数多くの異議申し立てが無数にあった。平和に生きる庶民が重税や飢饉対策に我慢できずに抵抗し、そのたびに、むごたらしく鎮圧され、首謀者は見せしめに極刑にされた。それを、庶民（常民）は知らないことのように忘れた。庶民は王侯・貴族、権力者にあこがれ、権力者をめぐる歴史を賛美してきた。大多数の庶民の日々の楽しい暮らしありより、あえて抵抗した苦い歴史すらも、自ら消してきた。庶民の抵抗の歴史は権力者に消され、後ろから石を投げたような庶民自らも消してきた。これがこの日本人々が民主主義を十全に受容しない、できない理由だ。いわゆる市民革命の萌芽は沢山あったが、権力者の圧政と庶民自らの黙殺・忘却によつて、なかつたことにしてしまった。革命などむごたらしいことはないにこしたことはない。江戸近郊では百姓一揆はほとんどなかつたという。明治期になって頻発したのは、他所から封じられた治政者が過剰な税の取り立てをして私腹を肥やした時に、起つたようだ（土方 2004）。

フランス革命の自由、平等、友愛への精神的希求、共和制は社会の精神と制度的進歩だ。しかし、このフランス革命さえも多くの惨たらしい犠牲をもたらした。人間はあまりにも虐げられたときに、残念ながら暴発し、歯止めが効かなくなつたのだろう。動物以下の野蛮な行為をしないように、神々の渴きを昂進してはならない。この場合の神々は庶民の姿で現れる荒神なのだろうか（矢野 1989、フランス 1912）。矢野の言葉で気になった語句を次に少し記しておく。

「民主主義というのは、人間が性善であることに対する限りない信頼と人間が性悪でありうる可能性に対する限りない見極めとの間に立って、人間そのものにたいして深いとおしみを抱き続ける立場である。本来の神々は、たしかに聖性ともいるべき崇高な徳性をもつている。その聖性を巷の人間が受け継ぐことができると思うのが、革命思想の特徴である。しかし、なんらかの聖性の転移によって神の徳性が人民に宿ることはありえない。人々は言葉を畏れ、言葉の扱いについてはたいそう慎重であった。現代の日本人が自分の語った言葉にたいしていかに無責任であるか。私は責任感がつよい寡黙な日本人に合うと、ほつとする。正義というものは、誠実に生きる一人の人間のインテグリティに宿るのである。いまどきの神々は、俗性と反知性主義とを栄養とする、いわばほんとうの神性にとぼしい俗人集団である。複数の不特定多数の集団の正義よりは、自分一人の信念で生きようとする個の論理の正当性を信じたい。」

現政府が○○革命や△△改革を唱道しているので、それこそむしろ俗にいう左翼と思いまがうばかりだ。共産党さえも、もう革命と言う言語は弄していない。言葉遣いが本来の意味から逆転しており、復古を求める権力者が○○革命を言い募る、虚偽の言葉の回転が疎ましい。虚偽や隠蔽は、言霊を畏れない所業である。発言が軽々しい虚飾であるのに、お零れを求めて賛辞をおくる迎合者、あえて騙された振りをする庶民、これもバカの壁や利口の垣根が習性なのだ。和をもつて貴しとなすことはとても良いことだが、言霊が抜け落ちては虚偽に反転する。付和雷同、集団のいじめ行為、村八分、自由から

の逃走、学びからの逃走、無関心、考えることを忌避する、それらが今、先真文明に向けて移行するための阻害主因である、超えるべき悪習だ。ここを三省し、動物としての人間の食の倫理・原則を大切にする文化を再創造しなければ、この国の人々は不幸に傾き、さらに没落・衰退する。

このような近未来は願い下げしたいので、週末は自然に帰って、里山で生業仕事をし、家族の食べ物を作る。野良仕事は人生を楽しくし、豊かな意味も見つけることができる。緑の指をもったチトのように家族や地域社会を大切にし、幸せにする。ヨーロッパの小さな村々で暮らしに幸せを感じている人々のように、日本の村々でも楽しい暮らしを実感したい。

文献

- オルター・トレード・ジャパン (ATJ) 政策室 2014、セミナー「国際家族農業年と人びとの食料主権—国連食糧農業機関 (FAO) のパラダイム転換を学ぶ」報告、東京。
- 船田クラーセンさやか 2019. 1. 16、国連総会採択の「小農権利宣言」と日本の農村開発援助・「小農支援」の乖離を読み解く、afriqclass. exblog. jp。
- フランス, A. 1912、大塚幸男訳 1977、神々は渴く、岩波書店、東京。
- ハワード, A. 2003、保田茂監訳、農業聖典、日本有機農業研究会 (コモンズ)。
- Hurni, H., D. Motden, S. Wymann von Dach, and A.B. Zimmermann 2019, <https://bioone.org/journals/Mountain-Research-and-Development>.
- 土方晉 2004、江戸時代の江戸の税制と明治六年地租改正法公布、税務経理教会、東京。
- ジョージ, S. 1977、小南祐一郎・谷口真理子訳、なぜ世界の半分が飢えるのか—食糧危機の構造、朝日新聞社、東京。
- Keesing, R.M. and A.J. Strathern 1998, Cultural Anthropology – A Contemporary Perspective, Third Edition, Harcourt Brace College Publishers, Fort Worth, USA.
- 木俣美樹男 2013、巻頭言—無芸大食への奈落、無芸大食への奈落（続き）～アマチュア国日本の黄昏、民族植物学ノオト第 6 号：1、24–26。
- 木俣美樹男 2017、自分で日本国憲法を考える、民族植物学ノオト第 10 号：62–107。
- 木俣美樹男 2018、自分で日本国憲法を考える、第 2 報憲法に書き加える環境原則、民族植物学ノオト第 11 号：51–55。
- 木俣美樹男 2019、自分で日本国憲法を考える、第 3 報民族植物学の視点から憲法に環境原則を加える提案のゆくえ、民族植物学ノオト第 12 号：37–57。
- 木俣美樹男ら 2014、特集ホームガーデン：自給農耕と生物文化多様性（7 編の論文）、環境教育学研究第 23 号：19–130。
- 岸康彦（1996）食と農の戦後史、日本経済新聞社、東京。
- 国連世界食糧安全保障委員会専門家ハイレベル・パネル 2014、家族農業研究会／（株）農林中金総合研究所共訳、家族農業が世界の未来を拓く、～人口・食料・資源・環境、食

- 料保障のための小規模農業への投資～、農文協、東京。
- 国立歴史民俗博物館編 2008、生業論の登場と歴史学（春田直紀）、古辞書にみる生業（中島丈晴）、生業から見る日本史、吉川弘文館、東京。
- ミズン, S. 1966、松浦俊輔・牧野美佐緒訳 1998、心の先史時代、青土社、東京。
- Murdock, G. P. 1959, AFRICA— Its Peoples and Their Culture History, New York: McGraw-Hill Book Co., Inc., USA.
- 佐藤亮子 2006、地域の味がまちをつくる～米国ファーマーズ・マーケットの挑戦、岩波書店。
- Seidl, A. 2011, Finding Higher Ground: Adaptation in the Age of Warming, Beacon Press, Boston, USA.
- Shiva, V. 1993, Monocultures of The Mind - Biodiversity, Biotechnology and the Third World, Third World Network, Penang, Malasia.
- 小規模・家族農業ネットワーク・ジャパン編 2019、国連家族農業の10年と小農の権利宣言、農文協、東京。
- 矢野暢、衆愚の時代—神々は渴くの政治学、新潮社、東京。